

令和6年12月5日招集

令和6年第8回琴浦町議会定例会

議案説明付属資料

議案第121号	琴浦町営住宅管理条例及び琴浦町松ヶ丘集会所条例の一部改正について……	1
議案第122号	琴浦町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の廃止について……………	2
議案第123号	令和6年度琴浦町一般会計補正予算(第7号)……………	3
議案第124号	令和6年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)……………	9
議案第125号	令和6年度琴浦町介護保険特別会計補正予算(第3号)……………	11
議案第126号	令和6年度琴浦町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)……………	13
議案第127号	令和6年度琴浦町水道事業会計補正予算(第3号)……………	14
議案第128号	令和6年度琴浦町下水道事業会計補正予算(第3号)……………	15
議案第129号	建設工事請負契約の締結について〔生涯学習センター地下駐車場消火設備改修工事〕……………	16
議案第130号	財産の無償譲渡について……………	17
議案第131号	鳥取県町村総合事務組合規約の変更について……………	19

令和 6 年 12 月定例議会 議案概要			担当課	建設住宅課	種別	条例
議案番号	議案第 121 号	議案名	琴浦町営住宅管理条例及び琴浦町松ヶ丘集会所条例の一部改正について			
目 的	町営住宅松ヶ丘団地の用途廃止に伴い、条例内から当該表記を削る。					
内 容	1 条例案の概要 町営住宅松ヶ丘団地を令和 6 年 12 月 31 日をもって用途廃止するのに伴い、条例中から「松ヶ丘団地」の文言を削るもの。 2 施行期日等 令和 7 年 1 月 1 日から施行する。					
補足事項	議案第 130 号に資料添付					

令和 6 年 12 月定例議会 議案概要			担当課	教育総務課	種別	条例
議案番号	議案第 122 号	議案名	琴浦町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の廃止について			
目 的	現在町が行っている学校医等の公務上の災害に対する補償に関する事務を、鳥取県町村総合事務組合が共同処理することに伴い、町条例を廃止するもの。					
内 容	1 概要 学校医等の公務災害補償について、令和 7 年度から、鳥取県町村総合事務組合が共同処理することとなることから、町の条例を廃止する。 2 施行日 令和 7 年 4 月 1 日					
補足事項	< 関連 > 議案第 131 号 鳥取県町村総合事務組合同規約の変更について					

令和 6 年 12 月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	予算														
議案番号	議案第 123 号	議案名	令和 6 年度琴浦町一般会計補正予算(第 7 号)																	
目 的	自走式草刈機購入助成事業、ため池防災減災対策推進事業、教育・保育施設型給付事業等、各種事業の追加するもの。																			
内 容	1 補正額 [単位：千円]																			
	<table><tr><td>補正前予算額</td><td>補正額</td><td>補正後予算額</td></tr><tr><td>13, 568, 805</td><td>23, 882</td><td>13, 592, 687</td></tr></table>						補正前予算額	補正額	補正後予算額	13, 568, 805	23, 882	13, 592, 687								
	補正前予算額	補正額	補正後予算額																	
	13, 568, 805	23, 882	13, 592, 687																	
	2 主な追加内容																			
	歳入予算の主な補正内容については、次のとおりである。																			
	[単位：千円]																			
	<table><tr><td>款名称等</td><td>補正額</td></tr><tr><td>国庫支出金</td><td>6, 960</td></tr><tr><td>県支出金</td><td>△471</td></tr><tr><td>繰入金</td><td>31, 261</td></tr><tr><td>町債</td><td>△34, 900</td></tr><tr><td>その他</td><td>21, 032</td></tr><tr><td>合 計</td><td>23, 882</td></tr></table>						款名称等	補正額	国庫支出金	6, 960	県支出金	△471	繰入金	31, 261	町債	△34, 900	その他	21, 032	合 計	23, 882
	款名称等	補正額																		
	国庫支出金	6, 960																		
	県支出金	△471																		
	繰入金	31, 261																		
	町債	△34, 900																		
	その他	21, 032																		
	合 計	23, 882																		
	歳出予算の主な補正内容については、次のとおりである。																			
	(1) 自走式草刈機購入助成事業 [12, 000 千円]																			
	ア 事業説明																			
	農家がより効率的で安定した経営を維持することを目的に、作業の省力化を可能とする自走式草刈機を導入または更新する経費の一部を助成する。(令和 7 年度繰越事業)																			
	イ 経費																			
	自走式草刈機購入助成補助金 [12, 000 千円]																			
	ウ 財源																			
企業版ふるさと納税地方創生基金繰入金 [11, 000 千円]																				
一般財源 [1, 000 千円]																				

	(2) ため池防災減災対策推進事業 [10,472 千円] ア 事業説明 今年度、令和5年度繰越分の県発注のため池改修工事で入札不調が続き、年度内完成が困難な状況となり、県が予算を組替えて再度発注するため、町の負担金も変更する。(令和7年度繰越事業) イ 経費 県営農地防災事業負担金(松谷第3ため池整備) [10,472 千円] ウ 財源 町債 [9,500 千円] 一般財源 [972 千円] (3) 教育・保育施設型給付事業 [10,268 千円] ア 事業説明 私立認定こども園に対して、その利用者数に応じて施設給付費を支給している。認定こども園等に従事する職員について、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じて公定価格の引上げが行われる見込みであるため、施設給付費を増額する。 イ 経費 教育・保育施設型給付費 [10,268 千円] ウ 財源 国庫支出金 [5,134 千円] 県支出金 [2,567 千円] 一般財源 [2,567 千円] (4) プラスチックの分別回収事業 [8,800 千円] ア 事業説明 令和7年10月から開始するプラスチックの分別回収に向けて、指定袋の作成、分別方法などの周知を行う。(令和7年度繰越事業) イ 経費 消耗品費(指定袋) [8,690 千円] プラスチック分別回収広報用デザイン作成委託料 [110 千円] ウ 財源 企業版ふるさと納税地方創生基金繰入金 [8,000 千円] 一般財源 [800 千円]
--	--

	(5) 和子牛緊急支援事業 [3,000 千円] ア 事業説明 和子牛価格が急落しているなか、町内の農家等が発育の良い和牛を生産し、鳥取県和牛せり市場に上場した場合に奨励金を支給し、和牛繁殖農家の負担の一部を緊急的に支援する。 イ 要件 上場時の日齢体重が以下を満たすこと 去勢・雄：1.15 (kg/日) 以上 雌：1.00 (kg/日) 以上 ウ 補助上限額 1 万円／頭 (初回上場時の 1 回限り) エ 経費 和子牛緊急支援事業費補助金 [3,000 千円] オ 財源 一般財源 [3,000 千円] (6) 水産振興対策事業 [1,500 千円] ア 事業説明 漁業経営の改善を図る取組を支援するため、漁船用機器の購入経費を一部助成する。(令和 7 年度繰越事業) イ 補助率 (補助上限額) 1／6 (1,500 千円) ウ 経費 がんばる漁業者支援事業補助金 [1,500 千円] エ 財源 一般財源 [1,500 千円] (7) 果樹カメムシ類緊急防除支援事業 [902 千円] ア 事業説明 令和 6 年度に大量発生した果樹カメムシ類の被害を減らすために果樹生産者が実施した追加防除にかかる経費を助成する。 イ 補助率 2／3 (県 1／3 町 1／3) ウ 事業費上限額 4,500 円／10a
--	--

	エ 経費 果樹カメムシ類緊急防除支援事業費補助金 [902 千円] オ 財源 県支出金 [450 千円] 一般財源 [452 千円] (8) 道路維持管理事業 [6,500 千円] ア 事業説明 町道荒神 1 号線法面の崩壊対策工事のため測量設計業務を行う。 (令和 7 年度繰越事業) イ 経費 町道修繕等測量設計業務委託料 [6,500 千円] ウ 財源 町債 [6,500 千円] (9) 学校給食費の助成拡大 [1,019 千円] ア 事業説明 米の単価が高騰し給食費が 1 1 月分から増額となる。保護者の経済的負担を軽減するため、増額分は町が負担し、保護者負担額は据え置きとする。 給食費 1 食あたり単価 小学校給食費 (補正前) 324 円 (補正後) 332 円 (増額) 8 円 中学校給食費 (補正前) 368 円 (補正後) 378 円 (増額) 10 円 イ 経費 賄材料費 [1,019 千円] ウ 財源 企業版ふるさと納税地方創生基金繰入金 [1,000 千円] 一般財源 [19 千円] (10) 生活保護扶助事業 [22,769 千円] ア 事業説明 生活扶助の受給世帯は当初見込みより 13 世帯増加し、令和 6 年 10 月現在、99 世帯である。医療扶助も当初見込みより月平均で 3 件増加し 9 件になり、入院日数も増加していることから、扶助費を増額する。
--	---

イ 経費

生活扶助 [11,147 千円]

医療扶助 [11,622 千円]

ウ 財源

国庫支出金 [17,076 千円]

一般財源 [5,693 千円]

(11) 国県返納金 [6,059 千円]

ア 事業説明

令和5年度事業について事業費確定に伴い、実績額を超えた金額を国県へ返納する。

イ 経費

返納金 [6,059 千円]

主な返納金

子ども・子育て支援交付金国庫返納金 [2,249 千円]

子ども・子育て支援交付金県費返納金 [1,742 千円]

保育対策総合支援事業費補助金国庫返納金 [1,414 千円]

ウ 財源

一般財源 [6,059 千円]

3 繰越明許費

(1) 追加

[単位：千円]

事業名	金額
ふなのえこども園・成美地区公民館建設事業	322,795
普通財産解体事業	90,924
電気自動車導入事業	6,220
プラスチック分別回収事業	8,690
自走式草刈機購入助成事業	12,000
田越・笠見地区浸水対策事業	46,083
ため池防災減災対策推進事業	21,689
がんばる漁業者支援事業	1,500
防災減災浸水被害防止対策事業	30,800
道路維持管理事業	6,500
町道等改良整備事業	218,926
浦安小学校倉庫更新事業	11,112

	4 債務負担行為				
	(1) 追加	[単位：千円]			
		事 項	期 間	限度額	
		町営バス・スクールバス運行管理業務	令和7年度から 令和9年度まで	290,010	
		山陰本線浦安八橋間ゴリン橋架替事業	令和7年度	96,773	
	(2) 変更	[単位：千円]			
		事業名		補正前	補正後
		基幹システム標準化対応事業	期間	令和7年度	令和7年度
			限度額	109,900	113,100
	補足事項				

令和6年12月定例議会 議案概要			担当課	すこやか健康課	種別	予算
議案番号	議案第124号	議案名	令和6年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)			
目 的	出産育児一時金及び葬祭費等の増額補正を行うもの。					
内 容	1 補正額 [単位：千円]					
	補正前予算額		補正額	補正後予算額		
	2,003,078		1,675	2,004,753		
	2 主な計上内容					
	【歳入】					
	款名称等		補正額	主な補正理由		
	国庫支出金		2,950	補助金の変更による財源組替		
	県支出金		△2,942	補助金の変更による財源組替		
	一般会計繰入金		1,667	出産育児一時金の実績見込みによる増		
	合 計		1,675			
	【歳出】					
	(1) 保険給付費 [2,600 千円]					
	ア 事業説明					
	実績見込みに伴う出産育児一時金及び葬祭費の増額補正を行うもの。					
	イ 経費					
出産育児一時金 [2,500 千円]						
葬祭費 [100 千円]						
ウ 財源						
一般会計繰入金 [1,667 千円]						
一般財源 [933 千円]						
(2) 基金積立金 [△933 千円]						
ア 事業説明						
出産育児一時金等の増額補正に伴い、減額補正を行うもの。						
イ 経費						
財政調整基金積立金 [△933 千円]						
ウ 財源						
一般財源 [△933 千円]						

	(3) 諸支出金 [8 千円] ア 事業説明 国保事業のため支出を行った一般会計に、国保会計で受けた国庫支出金を繰り出すもの。 イ 経費 諸費（繰出金）[8 千円] ウ 財源 国庫支出金（社会保障・税番号制度システム整備費補助金）[8 千円]
補足事項	

令和6年12月定例議会 議案概要			担当課	すこやか健康課	種別	予算
議案番号	議案第125号	議案名	令和6年度琴浦町介護保険特別会計補正予算(第3号)			
目 的	介護給付費等の実績見込み増に伴い、増額補正を行うもの。					
内 容	1 補正額 [単位：千円]					
	補正前予算額		補正額	補正後予算額		
	2,272,709		35,200	2,307,909		
	2 主な計上内容					
	【歳入】					
	款名称等		補正額	主な補正理由		
	国庫支出金		6,245	保険給付費等の補正に伴う増		
	支払基金交付金		9,423			
	県支出金		7,747			
	繰入金		11,785			
	合 計		35,200			
	【歳出】					
	(1) 総務費 [47 千円]					
	ア 事業説明					
	介護認定審査会に係る鳥取中部ふるさと広域連合負担金の増及び地域包括支援センター運営協議会の開催回数の増を行うもの。					
イ 経費						
介護認定審査会費 [35 千円]						
包括支援センター運営費 [12 千円]						
ウ 財源						
繰入金 [47 千円]						
(2) 保険給付費 [34,150 千円]、地域支援事業 [750 千円]、繰出金 [253 千円]						
ア 事業説明						
保険給付費等の実績見込み増に伴い、増額補正を行うもの。						
イ 経費						
(ア) 介護サービス等諸費 [30,000 千円]						
(イ) 介護予防サービス等諸費 [650 千円]						
(ウ) 高額介護サービス等費 [△1,000 千円]						
(エ) 特定入所者介護サービス等費 [4,500 千円]						
(オ) 介護予防・生活支援サービス事業費 [750 千円]						

	(カ) 繰出金 [253 千円] ウ 財源 (ア) 国庫支出金 [6, 245 千円] (イ) 支払基金交付金 [9, 423 千円] (ウ) 県支出金 [7, 747 千円] (エ) 繰入金 [4, 362 千円] (オ) 基金積立金 [7, 376 千円]
補足事項	

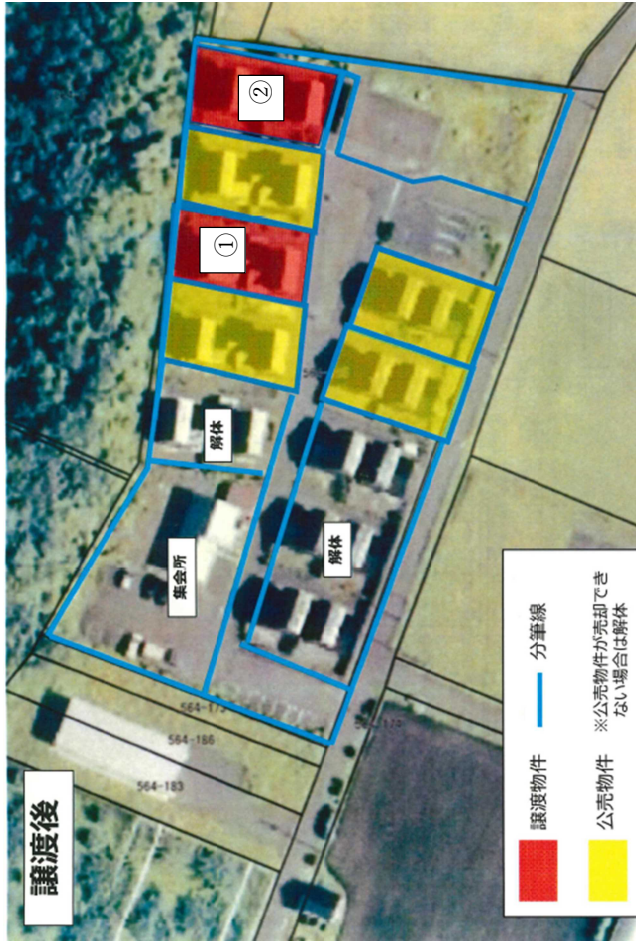
令和 6 年 12 月定例議会 議案概要			担当課	すこやか健康課	種別	予算
議案番号	議案第 126 号	議案名	令和 6 年度琴浦町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)			
目 的	保険料等負担金(基盤安定制度分)の額の確定等に伴い、補正を行うもの。					
内 容	1 補正額 [単位：千円]					
	補正前予算額		補正額		補正後予算額	
	318, 974		△3, 947		315, 027	
	2 主な計上内容					
	(1) 総務費 [127 千円]					
	ア 事業説明					
	郵便料の増加見込みに伴い、増額補正を行うもの。 (増加分は後期高齢者医療広域連合が負担)					
	イ 経費					
	役務費(通信運搬費) [127 千円]					
	ウ 財源					
一般会計繰入金(事務費繰入金) [127 千円]						
(2) 後期高齢者医療広域連合納付金 [△4, 074 千円]						
ア 事業説明						
軽減対象となる被保険者数の確定に伴い、令和 6 年度保険料等負担金(基盤安定制度分)の減額補正を行うもの。						
イ 経費						
後期高齢者医療広域連合負担金 [△4, 074 千円]						
ウ 財源						
一般会計繰入金(保険基盤安定繰入金) [△4, 074 千円]						
補足事項						

令和 6 年 12 月定例議会 議案概要			担当課	上下水道課	種別	予算
議案番号	議案第 127 号	議案名	令和 6 年度琴浦町水道事業会計補正予算（第 3 号）			
目 的	継続費の総額及び年割額の増額を行うもの。					
内 容	1 補正額					
	■継続費					
	単位：千円					
	款	項	事業名	補正前		
				総額	年度	年割額
	1 資本 的支出	1 建設 改良費	竹内配水池建 設工事	220, 000	令和 6 年度	110, 000
					令和 7 年度	110, 000
	補正後					
				総額	年度	年割額
				323, 840	令和 6 年度	110, 000
			令和 7 年度		213, 840	
2 主な増額理由						
竹内配水池の設計業務の完了に伴い、建設に係る費用額が確定したため。						
補足事項						

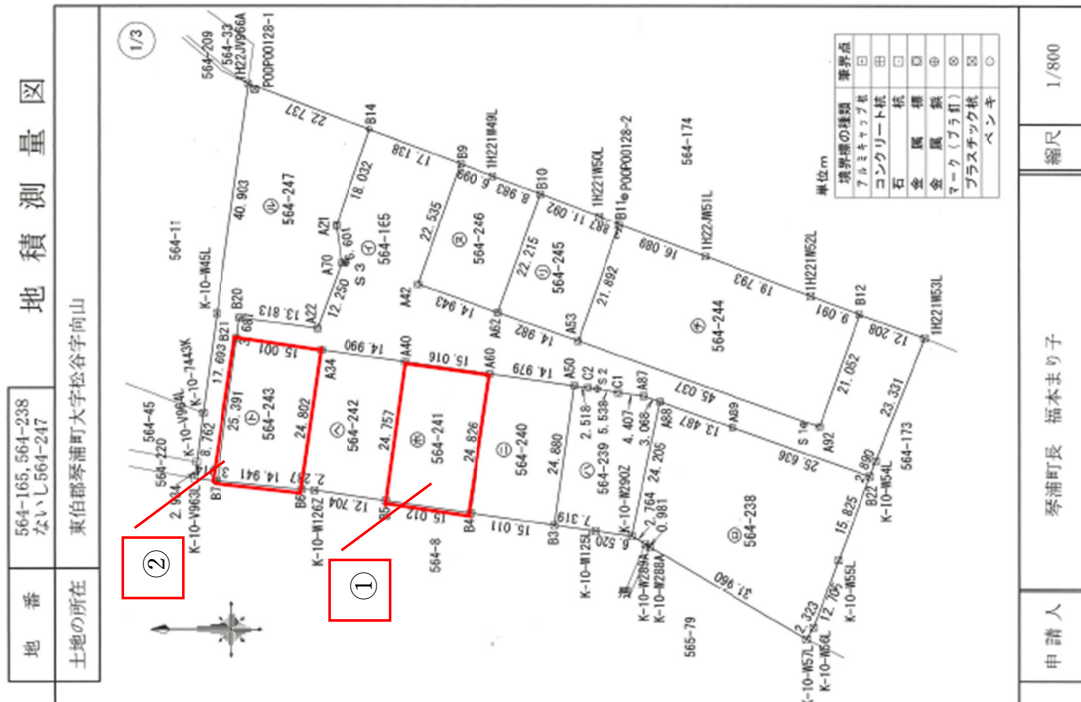
令和6年12月定例議会 議案概要			担当課	上下水道課	種別	予算
議案番号	議案第128号	議案名	令和6年度琴浦町下水道事業会計補正予算(第3号)			
目的	東伯浄化センター機械・電気設備更新工事に伴うOD槽、最終沈殿池の浚渫作業委託料の増額及び残土処分費の増額に伴い、組み替えを行うもの。					
内 容	1 補正額					
	(1) 収入 単位：千円					
	区 分	補正前予算額	補正額	補正後予算額		
	収益的収入	904,799	0	904,799		
	資本的収入	560,794	0	560,794		
	(2) 支出 単位：千円					
	区 分	補正前予算額	補正額	補正後予算額		
	収益的支出	899,858	0	899,858		
	資本的支出	862,924	0	862,924		
	2 主な計上内容					
	(1) 収入 資本的収入[0千円]					
	ア 内訳					
	(ア) 企業債[0千円]					
	公共[5,200千円] 特環[△5,200千円]					
	(イ) 国庫補助金[0千円]					
公共[4,251千円] 特環[△4,251千円]						
(ウ) 負担金[0千円]						
公共[51千円] 特環[△51千円]						
(2) 支出 資本的支出[0千円]						
ア 経費						
(ア) 建設改良費[0千円]						
a 管路建設改良費[△4,010千円]						
公共[4,492千円] 特環[△8,502千円]						
b 処理場建設改良費[4,010千円]						
公共[4,010千円]						
補足事項						

令和 6 年 12 月定例議会 議案概要			担当課	社会教育課	種別	その他																								
議案番号	議案第 129 号	議案名	建設工事請負契約の締結について〔生涯学習センター地下駐車場消火設備改修工事〕																											
目 的	生涯学習センター地下駐車場消火設備改修工事について、工事請負契約の締結を行うもの。																													
内 容	令和 6 年 11 月 21 日に執行した制限付一般競争入札、〔生涯学習センター地下駐車場消火設備改修工事〕について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項及び琴浦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に 関する条例(平成 16 年琴浦町条例第 54 号)第 2 条の規定に基づき、50,000 千 円以上の工事請負契約の締結を行うもの。 1 契約内容 <table><tr><td>(1) 工事名</td><td>生涯学習センター地下駐車場消火設備改修工事</td></tr><tr><td>(2) 工事場所</td><td>東伯郡琴浦町大字徳万 266 番地 5</td></tr><tr><td>(3) 工事完成期限</td><td>令和 7 年 7 月 25 日</td></tr><tr><td>(4) 請負金額</td><td>一金 52,580,000 円(税込み)</td></tr><tr><td>(5) 契約の方法</td><td>制限付一般競争入札</td></tr><tr><td>(6) 落札率</td><td>87.8%</td></tr><tr><td>(7) 契約者</td><td>松谷ポンプ株式会社</td></tr><tr><td>ア 住所</td><td>鳥取市千代水四丁目 93 番地</td></tr><tr><td>イ 氏名</td><td>松谷ポンプ株式会社 代表取締役 山下 竜一</td></tr></table> 2 工事概要 <table><tr><td>(1) 建築工事</td><td>一式</td></tr><tr><td>(2) 電気設備工事</td><td>一式</td></tr><tr><td>(3) 消火設備工事</td><td>一式</td></tr></table>						(1) 工事名	生涯学習センター地下駐車場消火設備改修工事	(2) 工事場所	東伯郡琴浦町大字徳万 266 番地 5	(3) 工事完成期限	令和 7 年 7 月 25 日	(4) 請負金額	一金 52,580,000 円(税込み)	(5) 契約の方法	制限付一般競争入札	(6) 落札率	87.8%	(7) 契約者	松谷ポンプ株式会社	ア 住所	鳥取市千代水四丁目 93 番地	イ 氏名	松谷ポンプ株式会社 代表取締役 山下 竜一	(1) 建築工事	一式	(2) 電気設備工事	一式	(3) 消火設備工事	一式
(1) 工事名	生涯学習センター地下駐車場消火設備改修工事																													
(2) 工事場所	東伯郡琴浦町大字徳万 266 番地 5																													
(3) 工事完成期限	令和 7 年 7 月 25 日																													
(4) 請負金額	一金 52,580,000 円(税込み)																													
(5) 契約の方法	制限付一般競争入札																													
(6) 落札率	87.8%																													
(7) 契約者	松谷ポンプ株式会社																													
ア 住所	鳥取市千代水四丁目 93 番地																													
イ 氏名	松谷ポンプ株式会社 代表取締役 山下 竜一																													
(1) 建築工事	一式																													
(2) 電気設備工事	一式																													
(3) 消火設備工事	一式																													
補足事項																														

令和 6 年 12 月定例議会 議案概要			担当課	建設住宅課	種別	その他
議案番号	議案第 130 号	議案名	財産の無償譲渡について			
目 的	財産を無償で譲渡することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるもの。					
内 容	1 財産の内容					
		区分	所在	種類及び構造	面積(㎡)	
	1	建物	琴浦町大字松谷字 向山 564 番地 241	木造瓦葺き 2 階建	1 階 86.59 2 階 46.37	
	2	建物	琴浦町大字松谷字 向山 564 番地 243	木造瓦葺き 2 階建	1 階 86.59 2 階 46.37	
	2 相 手 方					
	1					
	2					
	3 理 由					
	上記相手方は、町営住宅松ヶ丘団地の入居者であり、耐用年数経過に伴う用途廃止にあたり入居者との協議を行った結果、上記相手方より譲渡を受ける旨の申し出があったため、建物について無償で譲渡するもの。					
	補足事項	土地については、不動産鑑定を行い、そこで算出された額に基づき有償譲渡を行う。				



(外観)



令和 6 年 12 月定例議会 議案概要			担当課	教育総務課	種別	その他
議案番号	議案第 131 号	議案名	鳥取県町村総合事務組合規約の変更について			
目 的	鳥取県町村総合事務組合で共同処理する事務を追加するため、同組合の規約を変更するもの。					
内 容	1 概要 鳥取県町村総合事務組合で共同処理する事務について、令和 7 年度から、学校医等の公務上の災害に対する補償に関する事務を追加する予定である。 このため、同組合の事務の追加、規約の変更について、構成団体である本町議会の議決を要する。 【参考】 ○本事務について共同実施予定の団体 岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町 ○現在、同組合で共同処理している事務 ・ 職員の退職手当の支給に関する事務 ・ 消防団員等の損害補償に関する事務 ・ 消防団員に対する賞じゅつ金の支給に関する事務 ・ 消防団員退職報償金の支給に関する事務 ・ 非常勤職員の公務災害に関する補償事務					
補足事項	< 関連 > 議案第 122 号 琴浦町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の廃止について					

鳥取県町村総合事務組合規約（新）

（平成 29 年 4 月 1 日 告示第 1 号）

改正 平成 31 年 2 月 22 日告示第 9 号

令和 3 年 2 月 15 日告示第 1 号

鳥取県町村職員退職手当組合規約（昭和 36 年鳥取県町村職員退職手当組合告示第 1 号）の全部を改正する。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 議会（第 5 条—第 6 条）
- 第 3 章 執行機関（第 7 条—第 10 条）
- 第 4 章 経費の支弁方法（第 11 条—第 12 条）
- 第 5 章 雑則（第 13 条）

附則

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 この組合は、鳥取県町村総合事務組合（以下「組合」という。）という。

（組合を組織する地方公共団体）

第 2 条 組合は、別表第 1 に掲げる町村、一部事務組合及び広域連合（以下「組合町村」という。）をもって組織する。

（共同処理する事務）

第 3 条 組合は、別表第 2 の右欄に掲げる組合町村の同表の左欄に掲げる事務を共同処理する。

（事務所の位置）

第 4 条 組合の事務所は、鳥取市東町 1 丁目 2 7 1 番地に置く。

第 2 章 議会

（議会の組織及び議員の任期）

第 5 条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、組合を組織する町村の数とし、その町村の長をもってこれに充てる。

2 組合議員が第 7 条第 2 項又は第 3 項の規定により管理者又は副管理者になったときは、組合議員の職を失う。

（議長及び副議長）

第 6 条 組合の議会は、組合議員のうちから議長及び副議長 1 人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、2 年とする。

第 3 章 執行機関

（管理者及び副管理者）

第 7 条 組合に管理者及び副管理者 2 人を置く。

2 管理者は、組合の議会において、組合を組織する町村の長の職にある者のうちから選任する。

3 副管理者は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合を組織する町村の長

の職にある者のうちから選任する。

- 4 管理者に事故があるとき又は管理者が欠けたときは、副管理者が年長の順によりその職務を代理する。

(会計管理者)

第8条 組合に会計管理者1人を置く。

- 2 会計管理者は、組合の職員のうちから、管理者がこれを任命する。

(職員)

第9条 組合の事務を処理するため事務局を置き、事務局長その他の職員を置く。

- 2 前項の職員は、管理者がこれを任免する。

(監査委員)

第10条 組合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちから各1人を選任する。

- 3 監査委員の任期は、2年とする。

第4章 経費の支弁方法

(経費の支弁方法)

第11条 組合の経費は、次の収入をもってこれに充てる。

- (1) 組合町村の負担金
- (2) 組合の財産から生ずる収入
- (3) その他の収入

(組合町村の負担金の金額及び取扱い)

第12条 前条第1号の負担金の金額及び取扱いは、別に条例で定める。

第5章 雑則

(設立後加入町村及び脱退町村の納付金及び還付金)

第13条 組合設立の日後町村、一部事務組合又は広域連合が組合に加入する場合の納付金及び組合町村が組合から脱退する場合の納付金又は還付金については、別に条例で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、組合の設立につき許可を得た日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(職員等の引継)

- 2 この規約の施行の際現に鳥取県町村職員退職手当組合又は鳥取県町村消防災害補償組合の職員である者は、その時において組合の職員となるものとする。

- 3 この規約の施行の際現に町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の委員、委員長又は会長である者は、その時において組合に設置する町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の委員、委員長又は会長である者となるものとする。

(事務の承継)

- 4 組合は、平成29年3月31日をもって解散する鳥取県町村消防災害補償組合並びに同日をもって廃止する町村等の非常勤職員の公務災害補償等に

関する認定委員会及び審査会の事務の一切を承継する。

(経過措置)

- 5 この規約の施行の際現に鳥取県町村職員退職手当組合又は鳥取県町村消防災害補償組合の組合長、副組合長、会計管理者又は監査委員である者は、第7条第2項、同条第3項、第8条第2項又は第10条第2項の規定により組合の管理者、副管理者、会計管理者又は監査委員が選任され、又は任命されるまでの間に限り、それぞれ組合の管理者、副管理者、会計管理者又は監査委員とみなす。

(平成29年3月1日設立許可)

附 則 (平成31年告示第9号)

この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による知事の許可を受けた日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(平成31年2月18日許可)

附 則 (令和3年告示第1号)

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年2月12日許可)

附 則 (令和7年告示第●号)

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

(令和7年2月●●日許可)

別表第1 (第2条関係)

岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、日野町江府町日南町衛生施設組合、南部町・伯耆町清掃施設管理組合、鳥取中部ふるさと広域連合、南部箕蚊屋広域連合、日野病院組合

別表第2 (第3条関係)

共同処理する事務	組合町村
1 職員の退職手当の支給に関する事務	岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、日野町江府町日南町衛生施設組合、南部町・伯耆町清掃施設管理組合、鳥取中部ふるさと広域連合
2 消防組織法(昭和22年法律第226号)第24条の規定による非常勤消防団員、消防法(昭和23年法律第186号)第36条の3の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者、水防法(昭和24年法律第	岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町

1 9 3 号) 第 6 条の 2 の規定による非常勤の水防団長又は水防団員、同法第 4 5 条の規定による水防に従事した者及び災害対策基本法 (昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号) 第 8 4 条第 1 項 (原子力災害対策特別措置法 (平成 1 1 年法律第 1 5 6 号) 第 2 8 条第 1 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する事務 3 消防組織法第 2 5 条の規定に基づく非常勤消防団員に対する退職報償金の支給事務 4 消防団員に対する賞じゅつ金の支給事務	
5 地方公務員災害補償法 (昭和 4 2 年法律第 1 2 1 号) 第 6 9 条及び第 7 0 条に規定する非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、日野町江府町日南町衛生施設組合、南部町・伯耆町清掃施設管理組合、南部箕蚊屋広域連合、日野病院組合
6 公立学校の学校医、学校歯科医及び薬剤師の公務災害補償に関する法律 (昭和 3 2 年法律第 1 4 3 号) 第 2 条に規定する学校医等の公務上の災害に対する補償に関する事務	岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町